

70歳以上75歳未満の方

所得区分		外来（個人ごと）	入院・世帯単位	入院時食事代 （1食あたり）	
現役並みⅢ 課税所得690万円以上		252,600円＋（総医療費－842,000円）×1% 〈多数回該当：140,100円〉		460円（※1）	
現役並みⅡ 課税所得380万円以上690万円未満		167,400円＋（総医療費－558,300円）×1% 〈多数回該当：93,000円〉			
現役並みⅠ 課税所得145万円以上380万円未満		80,100円＋（総医療費－267,000円）×1% 〈多数回該当：44,400円〉			
一般		18,000円 【年間上限 14.4万円】	57,600円 〈多数回該当：44,400円〉		
低所得	Ⅱ	8,000円	24,600円	90日以内の入院	210円
	Ⅰ			91日以上入院	160円
			15,000円	100円	

- ・一般とは、住民税課税世帯で現役並み所得者、低所得Ⅱ・Ⅰ以外の人です。
- ・低所得者Ⅱとは、国保加入者全員と世帯主が住民税非課税の人です。
- ・低所得者Ⅰとは、国保加入者全員と世帯主が住民税非課税かつ各種収入等から必要経費、控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いた所得が0円となる人。

※過去12ヶ月以内に同じ世帯での支給が4回以上あった場合、4回目以降からは限度額が下がります。

- ・所得の申告が無い場合は最も上位の所得者とみなされますので、ご注意ください。